

令和6年度市内事業所実態調査業務委託仕様書

1 事業名

令和6年度市内事業所実態調査業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

3 事業場所

松戸市内指定の場所

4 目的

- (1) 市内事業所の経営並びに雇用に関する実態を把握するため。
- (2) 今後の商工振興行政の基礎資料として市内の経済活性に役立てるため。

5 適用範囲

本仕様書は、松戸市（以下「甲」という。）が発注する「令和6年度市内事業所実態調査業務委託」を受託した者（以下「乙」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

6 実施体制及び工程

本業務の実施に当たり、受託者は発注者の意図及び目的を十分理解した上で適正な人員を配置し、経験のある最上級の技術者が最高技術を発揮できるよう努力するとともに、適切な工程により、正確丁寧に行うものとする。

7 業務の指示及び監督

- (1) 受託者は本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

8 業務内容

上記「4 目的」に記載の目的を実現するため、次の(1)～(4)の業務を実施すること。

(1) 企業の調査

ア 調査対象

(ア) 件数

松戸市内に本社を置く企業のうち、2,000件とする。

※ただし企業とは、個人事業主を除き、次のいずれかに該当するものをいう。

①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業者

(イ) 抽出の考え方

直近の総務省・経済産業省「経済センサス調査」における松戸市内の事業所数の産業分類別分布、従業員規模、売上高を参考とし、抽出すること。なお、詳細は甲と協議の上、決定すること。

イ 調査内容

(ア) 企業の基本情報

企業名、所在地、資本金、従業員数、日本標準産業分類に基づく業種、設立年月、資本金、事業所数、代表者氏名・生年月日・役職等

(イ) 決算情報

直近2期分について、決算年月、売上高・当期純利益等の実績値

(2) アンケート調査（郵送・Web）

ア 調査対象

上記（1）と同様の企業・事業所を対象とし、送付数は2,000件とする。回収数について、600件を目標とする。

イ 調査実施時期

令和6年7月上旬～8月上旬

ウ 調査項目

調査項目の概要は以下のとおり。ただし、詳細は甲と協議の上、決定すること（最大設問数 70項目）

全般	<ul style="list-style-type: none">・企業概要・行政に求める支援策
経営支援	<ul style="list-style-type: none">・経営相談及び支援の必要項目・事業承継の取り組み状況・ゼロゼロ融資の返済状況・価格転嫁の実施状況・デジタル化の取り組み状況・その他の経営課題
労政	<ul style="list-style-type: none">・雇用状況・人材確保、人材不足への対応・賃上げの実施状況・リスクリング制度

エ 発送・回収方法

郵送により発送し、郵送またはWebにより回収すること。郵送料は、甲の負担とする。Web回答は、スマートフォン・パソコン等からアクセス可能な回答システムとする。また、調査対象者ごとにID・パスワードを発行し、ログインすることで回答が可能となる認証ページを設けること。

オ 調査資材

以下の調査資材について、甲が（ア）の資材について2,000部を用意し、乙は、（イ）から（エ）の資材についてそれぞれ2,000部を用意し、乙が封入・封緘を行うこと。ただし、詳細は甲と協議の上、決定すること。

(ア) 往信用・返信用封筒

往信用封筒及び返信用封筒は角2サイズとする。

(イ) 往信用封筒に張り付ける宛名シール

調査対象者の住所等の宛先を印刷すること。

(ウ) 依頼状

A4片面1枚程度とし、Web回答用URLおよびQRコードを記載すること。

(エ) 調査票

A3両面二つ折4枚(A4換算16ページ)とする。

Web回答用URLおよびQRコード、調査対象者ごとに発行したID・パスワードを記載すること。

カ 回答の催促・督促

調査票発送から概ね3週間後を目途に、お礼状兼督促状を送付とともに、回答依頼の架電を実施すること。

(ア) お礼状兼督促状

調査対象2,000件を対象にV型圧着葉書とし、葉書内側Web回答用URLやQRコード、調査対象者ごとに発行したID・パスワードを記載すること。

(イ) 回答依頼の架電

回答依頼の架電は、調査票発送から概ね3週間後を目途に、調査対象2,000件のうち、未回収分1,000件を対象に実施すること。

調査対象者が不在であった場合は、1者につき最低3回は架電すること。

(ウ) 督促

各期、回答期限の前後において、本仕様書「8 業務内容(2)ア調査対象」の600件の回収数を目標とし、未回答者に対して架電等により回答を督促するとともに、本仕様書「4 目的」に記載の目的を実現するために必要な回収数に達するまでは、未回答者に対し、督促を継続すること。

(3) 情報整理、分析、事業提案

以下に記載の事項については、乙の知見を発揮し、各期実施すること。

ア 情報整理

8(1)および(2)により得られた情報について、集計、分類、表やグラフへの加工等を行い、比較検討などの分析を行いやすい状態に整理すること。

8(2)について、回収した調査票及びWeb回答の記入内容の点検、自由回答を含むデータの入力・点検を行い、調査対象者ごとの回答結果をデータベース化すること。

また、全設問について、単純集計を行うとともに、業種別、従業員規模別等、その他必要なクロス集計を行い、分析や考察を行うこと。

イ 事業提案

「ア 情報整理」において整理した調査結果に加え、適宜追加のクロス集計等を実施し、総合的に分析を行うこと。

その上で、甲が対応すべき課題等について抽出するとともに、その課題解決に向けて実施すべき事業の提案を行うこと。

(4) 報告書作成

(2)～(3)の調査結果等について、報告書を作成すること。

9 成果物

次の成果物について、以下のとおり納品すること。

なお、納品は、以下(1)から(3)についてのデータを収めたCD-Rとする。

(1)についてはExcel形式とすること。(2)と(3)についてはword形式及びPDF形式とし、白黒での出力を前提として作成すること。

	成果物名	納品期日
(1)	報告書速報版 (集計がわかるもの)	令和6年9月15日
(2)	報告書 (完成したもの。政策提言を含む)	令和6年10月31日
(3)	調査結果入力データ、集計表	令和6年10月31日

10 委託料の支払い

乙は、報告書等納品後、委託料の支払いを請求できる。甲は、この報告があったときは、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を確認する。

また、委託料は、支払請求を受けた日から25日以内に委託料を支払う。

11 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

12 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の実施に係る成果物(報告書等)の所有権は、全て甲に帰属する。

イ 成果物が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物にかかる乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務の実施に当たり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、乙がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、甲がその方法を指定した場合は、その限りではない。

13 その他

(1) 本仕様書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

(2) 乙が本委託業務の遂行に当たり知り得た市、個人・法人情報等の取扱いについては、十分注意

し、本委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

また、これらの情報漏えいにより生じた損害については、すべて乙の責任において処理すること。

- (3) 本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な措置をとるとともに、遅滞なく甲
市に報告すること。また、乙が本委託業務の遂行に関し第三者に与えた損害は、その損害が乙の故意又
は重大な過失により生じた場合は、乙の責任においてその損害を補償すること。
- (4) 個人情報を取り扱う場合には、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）
及び松戸市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成元年松戸市規則第17号）その他関係法令等に
基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。